

改正後

別表1 障害者総合支援法に基づく補装具の販売及び修理を行う事業者の基準

種目	種目内訳	業者の基準	確認書類
義肢装具	義手	①少なくとも3年以上の経験を有する技術者を配置していること ②義肢装具士を配置していること (※複数の義肢装具士を配置していることが望ましい) ③作製及び修理に必要な施設、機械設備を有すること	(1)義肢装具製作設備等調書 (2)義肢装具士免許の写し
	義足		
	下肢装具		
	靴型装具		
	体幹装具 上肢装具		
座位保持装置	①少なくとも3年以上の経験を有する技術者を配置していること	(1)姿勢保持具取扱い調書	
起立保持具	②作製及び修理に必要な機械設備を有すること		
座位保持椅子			
頭部保持具			
車椅子	修理又は作製が自社で行える業者の場合は少なくとも3年以上の経験を有する技術者を配置し、作製又は修理に必要な機械設備を有すること。自社で行えない業者の場合は製作者と委託契約を締結していること。	(1)車椅子取扱い調書	
電動車椅子	修理又は作製が自社で行える業者の場合は少なくとも3年以上の経験を有する技術者を配置し、作製又は修理に必要な機械設備を有すること。自社で行えない業者の場合は製作者と委託契約を締結していること。	(1)電動車椅子取扱い調書	
義眼	①技術者を配置していること ②作製及び修理に必要な機械設備を有すること ③少なくとも3年以上の営業実績を有すること ※コンタクトレンズの場合は高度医療機器販売許可証の発行をうけていること	(1)義眼・眼鏡取扱調書 (2)高度管理医療機器等販売業許可証の写し (コンタクトレンズの場合のみ) (3)事業所経歴書	
眼鏡			矯正用
			遮光用
			コンタクトレンズ 弱視用
補聴器	高度難聴用ポケット型	①少なくとも3年以上の経験を有する技術者を配置していること ②作製及び修理に必要な機械設備を有すること ※テクノエイド協会認定補聴器技能者もしくは講習会修了者を配置していることが望ましい。 ※全国補聴器専門店認定協会認定補聴器専門店認定店が望ましい。	(1)補聴器取扱い調書 〈参考資料〉 ①認定補聴器技能者講習会(基礎含む)修了証書の写し ②認定補聴器技能者証もしくは講習会修了証の写し ③認定補聴器専門店認定証書の写し
	高度難聴用耳かけ型		
	重度難聴用ポケット型		
	重度難聴用耳かけ型		
	耳あな型(レディメイド)		
	耳あな型(オーダーメイド)		
	骨導式ポケット型		
	骨導式眼鏡型		
人工内耳	人工内耳(修理)		
その他	歩行器	少なくとも1年以上の営業実績を有していること	(1)事業所経歴書
	歩行補助つえ		
	視覚障害者安全つえ		
	重度障害者用意思伝達装置	少なくとも3年以上の営業実績を有していること	(1)意思伝達装置取扱調書 (2)事業所経歴書